

日本統計学会 公的統計に関する臨時委員会 報告書

第一部

毎月勤労統計調査の不正をめぐる事案に関する見解

資料編

2019年6月5日

## 目次

資料 1 開催記録.....	1
第 1 回 公的統計に関する臨時委員会 .....	1
第 2 回 公的統計に関する臨時委員会 .....	1
第 3 回 公的統計に関する臨時委員会 .....	2
第 4 回 公的統計に関する臨時委員会 .....	3
第 5 回 公的統計に関する臨時委員会 .....	3
第 6 回 公的統計に関する臨時委員会 .....	4
第 7 回 公的統計に関する臨時委員会 .....	5
資料 2 参考資料 URL .....	6
毎月勤労統計調査等関係資料（2019 年以降）の URL .....	6
【全体】 .....	6
【毎月勤労統計調査関係】 .....	6
【賃金構造基本統計調査関係】 .....	9
毎月勤労統計変更の検討の経緯 .....	10
厚生労働省経由で追加された資料 .....	12
資料 3 統計委員会関連情報の一覧.....	13
資料 4 統計の不正が起きた理由と罪の深さ～毎月勤労統計の問題を考える（WEBRONZA 掲載の舟岡委員の論文、許諾を得て掲載） .....	22
資料 5 公的統計の品質の確保に向けて（美添泰人、舟岡史雄、日本統計学会春季集会）..	31
資料 6 「世帯調査または事業所・企業調査における標本の交代について」（美添泰人、日本 統計学会春季集会） .....	34

# 資料 1 開催記録

## 第 1 回 公的統計に関する臨時委員会

日時： 2019 年 4 月 9 日（火）午後 6 時～8 時

会議室： 早大 3 号館 8 階 810 教室

出席：

（委員）舟岡史雄，椿 広計，山本 渉，美添泰人

（オブザーバー）竹内 啓，門間一夫，樋 浩一

（陪席）赤平昌文，西郷 浩

議題

1 臨時委員会の設置について

1.1 日本統計学会声明の趣旨説明

1.2 臨時委員会の構成について

2 日本統計学会春季集会における特別セッションについて

3 検討課題の整理

4 その他

4.1 とりまとめ方針

4.2 今後の予定

資料

（資料 1）日本統計学会声明

（資料 2）日本統計学会臨時委員会細則・代議員会連絡

（資料 3）日本統計学会春季集会資料（その 1）西郷理事長

（資料 4）日本統計学会春季集会資料（その 2）舟岡・美添（プレゼンテーションスライド）

（資料 5）日本統計学会春季集会資料（その 3）舟岡（WebRonza）

（資料 6）日本統計学会春季集会資料（その 4）美添（ローテーションサンプリングについて）

（資料 7）渋谷正昭会員から学会会長あての意見

（資料 8）厚生労働省特別監察委員会報告書および概要

（資料 9）総務省「基幹統計の点検及び今後の対応について」

（資料 10）公的統計に関する臨時委員会において確認し議論する事項（舟岡案）

## 第 2 回 公的統計に関する臨時委員会

日時： 2019 年 4 月 17 日（水）午後 2 時 30 分～6 時 30 分

会議室： 青山学院大学 8 号館 6 階経営学部 GB 研セミナールーム

出席：

（委員）舟岡史雄，椿 広計，山本 渉，美添泰人

（オブザーバー）竹内 啓，門間一夫，樋 浩一

## 議題

- 0 前回委員会概要の確認
- 1 専門家からの意見聴取（第1回）
  - 1.1 竹内啓先生（東京大学名誉教授）
- 2 検討課題の整理
  - 2.1 委員会全般について
  - 2.2 具体的な議論の内容について
  - 2.3 その他
- 3 とりまとめ方針
- 4 今後の予定

## 資料

（資料0）第1回委員会議事概要案

## 第3回 公的統計に関する臨時委員会

日時：2019年4月24日（水）午後6時～9時20分

会議室：青山学院大学8号館6階経営学部GB研応接室

出席：

（委員）舟岡史雄，椿 広計，山本 渉，美添泰人

（オブザーバー）樋 浩一

（招待者）稲葉由之

## 議題

- 0 前回委員会概要の確認
- 1 専門家からの意見聴取（第2回）
  - 1.1 樋 浩一氏（ニッセイ基礎研究所）
  - 1.2 稲葉由之教授（明星大学）
- 2 検討課題の整理
  - 2.1 委員会全般について
  - 2.2 具体的な議論の内容について
  - 2.3 その他
- 3 とりまとめ方針
- 4 今後の予定

## 資料

（資料0）第2回委員会議事概要案

（資料1）「利用者の視点から見た公的統計」（樋浩一）

（資料2）「毎月勤労統計の「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる論点に係る検討会」における議論内容（稲葉由之）

（資料3）毎月勤労統計の「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる論点に係る検討会，資料の一部

(第1回, 第2回, 第7回)

(資料4) 「毎月勤労統計調査等関係資料(2019年以降)のURL」(舟岡史雄)

## 第4回 公的統計に関する臨時委員会

日時: 2019年5月8日(水) 午後6時~9時20分

会議室: 青山学院大学8号館6階経営学部GB研セミナールーム

出席:

(委員) 舟岡史雄, 椿広計, 山本渉, 美添泰人

(オブザーバー) 西郷浩, 門間一夫, 樋浩一

(招待者) 稲葉由之, 桑原廣美, 牛尾義法, 樋田勉

議題

0 前回委員会概要の確認

1 専門家からの意見聴取(第3回)

1.1 桑原廣美氏(元総務省政策統括官室)

1.2 牛尾義法氏(元総務省政策統括官室)

1.3 樋田勉教授(獨協大学)

2 検討課題の整理

2.1 委員会全般について

2.2 具体的な議論の内容について

2.3 その他

3 とりまとめ方針

4 今後の予定

資料

(資料0) 第3回委員会議事概要案

(資料1) 厚生労働省「毎月勤労統計調査に関する公開情報の所在」

(資料2) 桑原廣美「統計不正と統計調査の審査について」および資料

(資料3) 照井道郎「統計主事の問題に関するメモ」

(資料4) 樋田勉「毎月勤労統計調査の改善に関する検討会における議論の経緯」

(資料5) 舟岡史雄「もぐり調査のリスト」

## 第5回 公的統計に関する臨時委員会

日時: 2019年5月15日(水) 6時30分~9時20分

会議室: 統計質保証推進協会会議スペース 東京都千代田区神田神保町3-6 Y's ビル3階

出席:

(委員) 舟岡史雄, 椿広計, 山本渉, 美添泰人

(オブザーバー) 竹内啓, 門間一夫, 樋 浩一

(招待者) 会田雅人, 鈴木督久

#### 議題

- 0 前回委員会概要の確認
- 1 専門家からの意見聴取 (第4回)
  - 1.1 門間一夫氏 (みずほ総合研究所)
  - 1.2 鈴木督久氏 (日経リサーチ)
  - 1.3 会田雅人氏 (元総務省統計局長)
- 2 検討課題の整理
  - 2.1 委員会全般について
  - 2.2 具体的な議論の内容について
  - 2.3 その他
- 3 とりまとめ方針
- 4 今後の予定

#### 資料

- (資料0) 第4回委員会議事概要案
- (資料1) 門間一夫「利用者視点から見た政府統計の問題点」
- (資料2) 会田雅人「提出資料」
- (資料3) 鈴木督久「統計不正問題の分解」

## 第6回 公的統計に関する臨時委員会

日時: 2019年5月20日(月) 2時~5時

会議室: 青山学院大学8号館6階経営学部GB研セミナールーム

出席:

(委員) 舟岡史雄, 椿広計, 山本渉, 美添泰人

(オブザーバー) 西郷浩, 門間一夫

(招待者) 稲葉由之

#### 議題

- 1 検討課題の整理
  - 1.1 委員会全般について
  - 1.2 具体的な議論の内容について
  - 1.3 その他
- 2 とりまとめ方針
- 3 資料編
- 4 今後の予定

#### 資料

- (資料0) 第5回委員会議事概要案

## 第7回 公的統計に関する臨時委員会

日時： 2019年5月20日（月）6時～9時

会議室： 青山学院大学8号館6階経営学部GB研セミナールーム

出席：

（委員）舟岡史雄，椿広計，山本渉，美添泰人

（オブザーバー）西郷浩

（招待者）稲葉由之

議題

1 報告書の構成

2 今後の予定

## 資料 2 参考資料 URL

### 毎月勤労統計調査等関係資料（2019 年以降）の URL

#### 【全体】

- ・ 基幹統計の点検及び今後の対応について（2019 年 1 月 24 日総務省：第 131 回統計委員会資料 10－1）  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000597503.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000597503.pdf)
- ・ 厚生労働省からの追加報告（第 131 回統計委員会資料 10－2）  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000597504.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000597504.pdf)
- ・ 統計委員会の対応について（2019 年 2 月 15 日統計委員会）（第 1 回点検検証部会資料 1）  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000601187.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000601187.pdf)
- ・ 部会運営に当たっての基本方針（部会長案）（第 1 回点検検証部会資料 2）  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000601188.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000601188.pdf)
- ・ 不適正が疑われる事案発見時の対応方針について（部会長案）（第 2 回点検検証部会資料 1－1）  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000605439.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000605439.pdf)
- ・ 点検検証部会の審議状況について（報告）（第 132 回統計委員会資料 3－4）  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000601137.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000601137.pdf)
- ・ 予備審査（統一的審査）に向けた「視点」について（第 2 回点検検証部会資料 2－1）  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000605441.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000605441.pdf)
- ・ 当面の進め方（第 2 回点検検証部会資料 3－1）  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000605449.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000605449.pdf)
- ・ 点検検証部会ワーキンググループの設置について（案）（第 2 回点検検証部会資料 3－2）  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000605450.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000605450.pdf)
- ・ 点検検証部会の審議状況について（報告）（第 133 回統計委員会資料 2）  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000605044.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000605044.pdf)

#### 【毎月勤労統計調査関係】

- ・ 毎月勤労統計及び毎月勤労統計調査に係る統計法の施行状況について（報告）（2019 年 1 月 17 日総務大臣：第 130 回統計委員会資料 1）  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000594891.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000594891.pdf)
- ・ 毎月勤労統計調査において全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行っていたことについて（2019 年 1 月 17 日厚生労働省政策統括官（総合政策、統計・情報政策、政策評価担当）：第 130 回統計委員会資料 2－1）  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000594892.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000594892.pdf)
- ・ 毎月勤労統計調査において全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行っていたことについて（追加資料）（2019 年 1 月 17 日厚生労働省政策統括官（総合政策、統計・情報政策、政



- 策評価担当)：第 130 回統計委員会資料 2 - 2)  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000594893.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000594893.pdf)
- ・毎月勤労統計調査を巡る不適切な取扱いに係る事実関係とその評価等に関する報告書(2019年1月22日毎月勤労統計調査に関する特別監察委員会)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10108000/000472506.pdf>
  - ・諮問第124号「毎月勤労統計調査の変更について」の概要(第131回統計委員会資料4-1)  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000597493.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000597493.pdf)
  - ・諮問第124号「毎月勤労統計調査の変更について」(第131回統計委員会資料4-2)  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000597494.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000597494.pdf)
  - ・諮問第124号の答申 毎月勤労統計調査の変更について(2019年1月30日統計委員会)  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000599153.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000599153.pdf)
  - ・統計委員会における「毎月勤労統計」の審議について(2019年1月30日統計委員会委員長西村清彦：第131回統計委員会資料7-1)  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000597497.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000597497.pdf)
  - ・日本統計学会・日本経済学会・歴代国民経済計算部会長からの要望書(第131回統計委員会資料7-2)  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000597498.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000597498.pdf)
  - ・毎月勤労統計及び毎月勤労統計調査に係る統計法の施行状況に関する意見(2019年1月22日統計委員会委員長西村清彦：第131回統計委員会資料7-3)  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000597499.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000597499.pdf)
  - ・毎月勤労統計調査について(厚生労働省政策統括官(総合政策、統計・情報政策、政策評価担当)：第131回統計委員会資料8)  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000597500.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000597500.pdf)
  - ・毎月勤労統計の再集計値公表を受けた平成29年度国民経済計算年次推計(フロー編)再推計結果について(2019年1月25日内閣府：第131回統計委員会資料9-1)  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000597501.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000597501.pdf)
  - ・雇用者報酬における2015年以前への遡及推計について(2019年1月内閣府：第131回統計委員会資料9-2)  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000597502.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000597502.pdf)
  - ・統計委員会の対応について(案)(2019年1月30日統計委員会委員長西村清彦：第131回統計委員会資料10-4)  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000597506.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000597506.pdf)
  - ・一般社団法人社会調査会理事長声明(2019年2月15日一般社団法人社会調査会：第133回統計委員会資料3-2)  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000605052.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000605052.pdf)
  - ・毎月勤労統計 2004年から2011年までの遡及推計における不足しているデータに関する整理(2019年2月20日統計委員会担当室：第132回統計委員会資料5-1)  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000601139.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000601139.pdf)

- ・毎月勤労統計調査について（厚生労働省政策統括官（総合政策、統計・情報政策、政策評価担当）：第 132 回統計委員会資料 5 - 2）  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000601140.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000601140.pdf)
- ・厚生労働省の統計法違反をめぐる経済統計学会からの声明（2019 年 2 月 21 日経済統計学会：第 133 回統計委員会資料 3 - 1）  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000605048.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000605048.pdf)
- ・毎月勤労統計調査を巡る不適切な取扱いに係る事実関係とその評価等に関する追加報告書（2019 年 2 月 27 日毎月勤労統計調査に関する特別監察委員会）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10108000/000483640.pdf#search=%27%E6%AF%8%E6%9C%88%E5%8B%A4%E5%8A%B4%E7%B5%B1%E8%A8%88%E8%AA%BF%E6%9F%BB%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E7%89%B9%E5%88%A5%E7%9B%A3%E5%AF%9F%E5%A7%94%E5%93%A1%E4%BC%9A+%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8%27>
- ・毎月勤労統計調査について（2019 年 3 月 6 日厚生労働省政策統括官（総合政策、統計・情報政策、政策評価担当）：第 133 回統計委員会資料 3 - 3）  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000605053.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000605053.pdf)
- ・毎月勤労統計についてベンチマーク（ウエイト）※更新時に賃金・労働時間指数を遡及改定しないことについて（総務省、厚生労働省：第 133 回統計委員会資料 3 - 4）  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000605054.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000605054.pdf)
- ・毎月勤労統計調査を巡る不適切な取扱いに係る事実関係とその評価等に関する追加報告書に対する意見書（2019 年 3 月 6 日川崎茂ほか：第 133 回統計委員会資料 3 - 6）  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000605056.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000605056.pdf)
- ・統計委員会委員の意見書についての審議結果を受けた厚生労働省への情報提供の要望（2019 年 3 月 11 日統計委員会担当室：第 134 回統計委員会資料 4 - 1）  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000607311.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000607311.pdf)
- ・情報提供の要望に関する厚生労働省説明資料（2019 年 3 月 18 日厚生労働省：第 134 回統計委員会資料 4 - 2）  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000607312.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000607312.pdf)
- ・毎月勤労統計調査について（2019 年 3 月 18 日厚生労働省政策統括官（総合政策、統計・情報政策、政策評価担当）：第 134 回統計委員会資料 4 - 3）  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000607313.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000607313.pdf)
- ・毎月勤労統計 2004 年から 2011 年までの遡及推計における不足しているデータに関する整理（2）（2019 年 3 月 18 日統計委員会担当室：第 134 回統計委員会資料 4 - 4）  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000607314.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000607314.pdf)
- ・統計委員会における毎月勤労統計に係る諮問審議（平成 28 年 11 月～平成 29 年 1 月）に関連する主な審議経緯等（2019 年 3 月 6 日統計委員会：第 134 回統計委員会参考 1）  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000607315.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000607315.pdf)
- ・毎月勤労統計調査について（2019 年 4 月 18 日厚生労働省政策統括官（総合政策、統計・情報

政策、政策評価担当)：第 135 回統計委員会資料 6 - 1)

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000615313.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000615313.pdf)

- ・「統計委員会の意見書についての審議結果を受けた厚生労働省への情報提供の要望」に対する回答 (2019 年 4 月 18 日厚生労働省政策統括官 (総合政策、統計・情報政策、政策評価担当)：第 135 回統計委員会資料 6 - 2)

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000615414.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000615414.pdf)

### 【賃金構造基本統計調査関係】

- ・賃金構造基本統計調査の実施状況等について (2019 年 2 月 20 日厚生労働省政策統括官 (総合政策、統計・情報政策、政策評価担当)：第 132 回統計委員会資料 6 - 1)

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000601141.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000601141.pdf)

- ・賃金構造基本統計調査に関し、一斉点検の際、総務省に報告しなかった件について (第 132 回統計委員会資料 6 - 2)

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000601142.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000601142.pdf)

- ・賃金構造基本統計調査の実施状況等について (2019 年 1 月 30 日厚生労働省政策統括官 (総合政策、統計・情報政策、政策評価担当)：第 131 回統計委員会資料 10 - 3)

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000597505.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000597505.pdf)

- ・諮問第 127 号「賃金構造基本統計調査の変更について」の概要 (第 134 回統計委員会資料 2 - 1)

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000607306.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000607306.pdf)

- ・諮問第 127 号「賃金構造基本統計調査の変更について」 (第 134 回統計委員会資料 2 - 2)

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000607307.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000607307.pdf)

- ・賃金構造基本統計調査の今後の在り方について (2019 年 3 月 18 日厚生労働省政策統括官 (総合政策、統計・情報政策、政策評価担当)：第 134 回統計委員会資料 2 - 3)

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000607308.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000607308.pdf)

- ・賃金構造基本統計問題に関する緊急報告<概要> (2019 年 3 月 8 日総務省行政評価局) (第 134 回統計委員会参考 2 - 1)

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000607316.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000607316.pdf)

- ・賃金構造基本統計問題に関する緊急報告<本文> (2019 年 3 月 8 日総務省行政評価局) (第 134 回統計委員会参考 2 - 2)

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000607317.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000607317.pdf)

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000605368.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000605368.pdf)

参考資料篇

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000605286.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000605286.pdf)

- ・人口・社会統計部会の審議状況について (賃金構造基本統計調査) (報告) (第 135 回統計委員会資料 2 - 1)

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000615312.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000615312.pdf)

## 毎月勤労統計変更の検討の経緯

2015年6月3日 毎月勤労統計の改善に関する検討会（厚労省）発足

[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-toukei\\_275673.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-toukei_275673.html)

2015年9月16日「毎月勤労統計の改善に関する検討会」厚生労働省政策統括官、中間的整理(案)

- ・ サンプル入れ替えにより生じた賃金・労働時間のギャップに対する補正については、過去の増減率が変化しない方法で実施する。平行移動、修正 WDLT 方式、増減率時差再計算方式の3つを提案、平行移動方式を推奨

(遡及した改訂は行わない＝三角修正は否定)

- ・ 労働者数の推計のための基準数値（ベンチマーク）の更新

サンプル入れ替えと労働者数のベンチマークを同時に更新する場合（2017年1月を想定）  
「賃金・労働時間指数について、新旧サンプルの差に伴うギャップの補正（平行移動方式）と併せて、新旧ベンチマークの差に伴う労働者構成のギャップ補正（三角修正方式）を行う（「遡及改訂を行う」との認識）

2016.5.20 横断的課題検討部会（統計委員会）

- ・ 新旧データ接続 WG 設置を決定

2016.6.30 新旧データ接続 WG 第一回

- ・ 「基準改訂・ウェイト更新・計算方法の変更」は検討対象から除外

労働者のウェイト変更（基準改訂）は議論しない方針を決める

(議事録 抜粋)

- ・ 昨年度の毎月勤労統計の未諮問審議では、基準改定による断層の話も出ていたと思う。今回は、標本交替による新旧の断層をまず検討し、並行して母集団情報の変更に伴う更新を検討すると思うが、基準改定は全く検討しないのか。

→ 基準改定は指数や加工統計をイメージしている。毎月勤労統計は標本交替による新旧の断層と母集団情報の変更が議論となった。今回は、標本交替に伴う新旧の断層を中心に審議をお願いしたい。

2016.7.29 新旧データ接続 WG 第二回

- ・ 毎月勤労統計について、雇用指数はベンチマークあり、賃金指数はベンチマークなしと整理

2016.8.31 新旧データ接続 WG 第三回

- ・ 審議とりまとめ

2016.9.29 第72回基本計画部会・第3回横断的課題検討部会（合同部会）

- ・ 新旧データ接続 WG のとりまとめ報告、
- ・ 平成27年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（WG 報告内容）

### ① 標本交替による断層への対応

- ・ 標本交替が分析結果に大きな影響を与えないよう、断層が過度に広がる前に標本を交替させる
- ・ それを前提として新旧計数をそのまま接続する

②母集団情報の変更に伴う遡及改訂

- ・ベンチマークとなるものが存在する場合、それを利用して数値を確定する。
- ・その際、過去値の遡及改訂により新旧ベンチマークに起因する断層を解消する

2016年11月18日 統計委員会

- ・厚生労働省より申請された「毎月勤労統計調査の変更について」が総務大臣から諮問
- ・厚生労働省資料中に、労働者数のウェイトが変更となるとの明確な説明は見当たらない。  
(「事業所母集団情報を利用」がその意味か?)
- ・ローテーション・サンプリングの導入、新旧指数をそのまま接続することが確認事項とされている。

2017年1月12日 サービス統計・企業統計部会

- ・厚生労働省からの諮問に対し、適当と整理
- ・労働者数のベンチマークが変更となることの影響については議論された形跡がない

2017年1月27日 統計委員会

- ・毎月勤労統計の変更を承認

2018.8.28 統計委員会

- ・新旧データ接続検討WGでは検討していなかった「ウェイト更新」について、「標本交代による断層」に対する考え方を援用するのが標準的な対応と評価

2019.4.22 厚生労働省「毎月勤労統計の「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる論点に係る検討会」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-toukei\\_127023\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-toukei_127023_00002.html)

## 厚生労働省経由で追加された資料

### ▼点検検証部会第1ワーキンググループ資料

- ・ 書面調査項目の概要(総括説明)(厚生労働省)

(2019年4月25日第5回点検検証部会第1ワーキンググループ 資料2-1)

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000617808.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000617808.pdf)

- ・ 書面審査の回答(1)毎月勤労統計調査

(2019年4月25日第5回点検検証部会第1ワーキンググループ 資料2-2)

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000617513.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000617513.pdf)

- ・ 書面審査の回答(2)賃金構造基本統計調査

(2019年4月25日第5回点検検証部会第1ワーキンググループ 資料2-3)

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000617514.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000617514.pdf)

### ▼第136回統計委員会資料

- ・ 毎月勤労統計調査について

(2019年4月26日厚生労働省政策統括官(総合政策、統計・情報政策、政策評価担当)第136回統計委員会資料5-1)

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000617562.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000617562.pdf)

- ・ 毎月勤労統計2004年から2011年までの遡及推計における不足しているデータに関する整理(3)

(2019年4月26日統計委員会担当室 第136回統計委員会資料5-2)

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000617563.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000617563.pdf)

- ・ 賃金構造基本統計調査における集計事項のうち、一部が未公表・未集計となっていたことについて  
(2019年4月25日厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室 第136回統計委員会資料参考))

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000617575.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000617575.pdf)

## 資料3 統計委員会関連情報の一覧

以下のファイルは統計委員会のサイトに公開されているものを収集したもので、日本統計学会において長期保存する予定である。

資料¥統計委員会・点検部会資料 のディレクトリ

平成 29 年 4 月 20 日一斉点検結果.pdf

平成 31 年 1 月 24 日一斉点検結果.pdf

<DIR> 点検検証部会資料

<DIR> 統計委員会資料

<DIR> 部会 WG 資料

点検検証部会資料 のディレクトリ

<DIR> 第 1 回

<DIR> 第 2 回

<DIR> 第 3 回

<DIR> 第 4 回

<DIR> 第 5 回

点検検証部会資料¥第 1 回 のディレクトリ

01 資料 1 統計委員会の対応について.pdf

02 資料 2 部会運営に当たっての基本方針（案）.pdf

03 資料 3-1 基幹統計の点検及び今後の対応について.pdf

03 資料 3-2 厚生労働省からの追加報告.pdf

04 資料 4 小売物価統計調査に係る統計調査員による不適切事務の発生.pdf

05 資料 5 基幹統計に関する追加調査に向けた「視点」について.pdf

11 参考 1 統計委員会運営規則.pdf

12 参考 2 統計委員会令.pdf

13 参考 3 統計委員会部会設置内規.pdf

14 参考 4 部会構成員名簿.pdf

点検検証部会資料¥第 2 回 のディレクトリ

01 資料 1-1 不適正が疑われる事案発見時の対応方針について（部会長案）.pdf

02 資料 1-2 基幹統計の点検結果の整理について.pdf

03 資料 2-1 予備審査（統一的審査）に向けた「視点」について.pdf

04 資料 2-2 統計局が実施する統計調査の実施プロセスについて（総務省統計局）.

05 資料 2-3 基幹統計に係る書面調査票（案）.pdf

06 資料 3-1 当面の進め方.pdf

- 07 資料 3-2 点検検証部会ワーキンググループの設置について（案）.pdf
- 11 参考 1 部会構成員名簿.pdf
- 12 参考 2 毎月勤労統計調査を巡る不適切な取扱いに係る事実関係とその評価等に関する追加報告書.pdf
- 13 参考 3 第 1 回点検検証部会議事概要.pdf

点検検証部会資料¥第 3 回 のディレクトリ

- 011 資料 1-1 基幹統計に関するワーキンググループでのヒアリング結果（要旨）.pdf
- 012 資料 1-2 基幹統計に関するワーキンググループでのヒアリング結果概要.pdf
- 013 資料 1-3 基幹統計に対する書面調査への回答状況.pdf
- 014 資料 1-4 篠専門委員提出資料.pdf
- 021 資料 2-1 影響度による区分.pdf
- 022 資料 2-2 今後の進め方について（案）.pdf
- 031 参考 1 第 2 回点検検証部会議事概要.pdf
- 032 参考 2 調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン.pdf

点検検証部会資料¥第 4 回 のディレクトリ

- 011 資料 1-1 影響度による区分.pdf
  - 012 資料 1-2 基幹統計の点検結果の整理について.pdf
  - 021 資料 2-1 一般統計調査の点検について.pdf
  - 022 資料 2-2 一斉点検で報告のあった調査等の影響度評価.pdf
  - 030 資料 3 第 1 次再発防止策素案（たたき台）.pdf
  - 040 資料 4 重点審議の対象の候補について.pdf
  - 110 参考 1 賃金改定状況調査の復元推計値の公表等について.pdf
  - 120 参考 2 「平成 29 年労務費率調査」の統計表の訂正について.pdf
  - 130 参考 3 統計幹事等の業務経験.pdf
- 点検検証部会の審議取りまとめにおける視点（川崎委員提出資料）.pdf

点検検証部会資料¥第 5 回 のディレクトリ

- 010 資料 1 公的統計の総合的品質管理を目指して（素案）（案）.pdf
- 020 資料 2 重点審議の対象について（案）.pdf
- 030 資料 3 今後の進め方について（案）.pdf

統計委員会・点検部会資料¥統計委員会資料 のディレクトリ

- <DIR> 0117 委員会
- <DIR> 0130 委員会
- <DIR> 0220 委員会
- <DIR> 0306 委員会



<DIR> 0318 委員会  
<DIR> 0418 委員会  
<DIR> 0426 委員会  
<DIR> 0524 委員会

統計委員会資料¥0117 委員会 のディレクトリ

第 130 回 統計委員会 議事次第.doc

資料 2-1 [set]1\_190117 統計委員会資料 ver5.pptx

資料 1 毎月勤労統計及び毎月勤労統計調査に係る統計法の施行状況について（報告）.pdf

資料 2 - 2 \_追加資料.pptx

1 月 22 日\_統計委員会意見.pdf

統計委員会資料¥0130 委員会 のディレクトリ

00 第 131 回 統計委員会 議事次第 .pdf

04-1 資料 4-1 諮問第 124 号\_諮問の概要（毎月勤労統計調査）.pdf

04-2 資料 4-2 諮問第 124 号\_諮問文（毎月勤労統計調査）.pdf

04-2-1 資料 4-2 の別添 申請書類一式（毎月勤労統計調査）.pdf

07-1 資料 7 - 1 統計委員会における「毎月勤労統計」の審議について.pdf

07-2 資料 7 - 2 日本統計学会・日本経済学会・歴代国民経済計算部会長からの要望書.pdf

07-3 資料 7 - 3 毎月勤労統計及び毎月勤労統計調査に係る統計法の施行状況に関する意見.pdf

08 資料 8 毎月勤労統計調査について.pdf

統計委員会資料¥0220 委員会 のディレクトリ

00 第 132 回 統計委員会 議事次第 .pdf

05-1 資料 5-1 毎月勤労 2004 年から 2011 年までの遡及推計における不足しているデータに関する整理.pdf

05-2 資料 5-2 毎月勤労統計調査について.pdf

06-1 資料 6-1 賃金構造基本統計調査の実施状況等について.pdf

06-2 資料 6-2 賃金構造統計調査に関し、一斉点検の際に総務省に報告しなかった件.pdf

統計委員会資料¥0306 委員会 のディレクトリ

00 第 133 回 統計委員会 議事次第 .pdf

03-1 資料 3-1 経済統計学会からの要望書.pdf

03-2 資料 3-2 社会調査協会理事長声明.pdf

03-3 資料 3 - 3 「毎月勤労統計調査について」.pdf

03-4 資料 3-4（統一見解）毎月勤労統計についてベンチマーク（ウエイト）更新時に賃金・労働時間指数を遡及改定しないことについて.pdf

150 03-5 資料 3-5 (委員長談話) 統計委員会における毎月勤労統計に係る諮問審議 H28.11～H29.1) に関連する主な審議経緯等.pdf

毎月勤労統計調査特別監察委員会報告書への意見書.pdf

統計委員会資料¥0318 委員会 のディレクトリ

0318 資料 4 - 3 毎月勤労統計調査について (P1 から P33) .pdf

0318 資料 4 - 3 毎月勤労統計調査について (P34 から P67) .pdf

<DIR> 0318 (資料 4 - 3 以外)

統計委員会資料¥0318 委員会¥0318 (資料 4 - 3 以外) のディレクトリ

00 第 134 回 統計委員会 議事次第.pdf

02-1 資料 2 - 1 諮問第 127 号「賃金構造基本統計調査の変更について」概要.pdf

02-2 資料 2 - 2 諮問第 127 号「賃金構造基本統計調査の変更について」.pdf

02-3 資料 2 - 3 賃金構造基本統計調査の今後の在り方について.pdf

04-1 資料 4 - 1 統計委員会委員の意見書についての審議結果を受けた厚生労働省への情報提供の要望.pdf

04-2 資料 4 - 2 情報提供の要望に関する厚生労働省説明資料.pdf

04-4 資料 4 - 4 毎月勤労統計 2004 年から 2011 年までの遡及推計における不足しているデータに関する整理 (2) .pdf

参考 1 統計委員会における毎月勤労統計に係る諮問審議 H28.11～H29.1) に関連する主な審議経緯等.pdf

参考 2 - 1 賃金構造基本統計問題に関する緊急報告 (総務省行政評価局) 概要.pdf

参考 2 - 2 賃金構造基本統計問題に関する緊急報告 (総務省行政評価局) 本文.pdf

統計委員会資料¥0418 委員会 のディレクトリ

00 第 135 回 統計委員会 議事次第.pdf

02-1 資料 2 - 1 人口・社会統計部会の審議状況について (賃金構造基本統計調査 no) .pdf

018 06-2 資料 6 - 2 「統計委員会の意見書についての審議結果を受けた厚生労働省への情報提供の要望」.pdf

統計委員会資料¥0426 委員会 のディレクトリ

00 第 136 回 統計委員会 議事次第.pdf

01-1 資料 1 - 1 諮問第 127 号の答申案 (賃金構造基本統計調査の変更) .pdf

01-2 資料 1 - 2 第 101 回人口・社会統計部会議事概要 (賃金構造基本統計調査) .pdf

01-3 資料 1 - 3 第 102 回人口・社会統計部会 議事結果.pdf

05-1 資料 5 - 1 毎月勤労統計調査について.pdf

05-2 資料 5 - 2 毎月勤労統計 2004 年から 2011 年までの遡及推計における不足しているデータに関する整理 (3) .pdf

統計委員会資料¥0524 委員会 のディレクトリ

00 第 137 回 統計委員会 議事次第 .pdf

04 資料 4 毎月勤労統計調査について.pdf

統計委員会・点検部会資料¥部会 WG 資料 のディレクトリ

<DIR> 第 1 WG

<DIR> 第 2 WG

部会 WG 資料¥第 1 WG のディレクトリ

<DIR> 第 1 回

<DIR> 第 2 回

<DIR> 第 3 回

<DIR> 第 4 回

<DIR> 第 5 回

部会 WG 資料¥第 1 WG¥第 1 回 のディレクトリ

参考 1 基幹統計調査に係る書面調査票 .pdf

参考 2 基幹統計（加工統計）に係る書面調査票 .pdf

参考 3 一般統計調査に係る書面調査票.pdf

参考 4 点検検証部会ワーキンググループの設置について.pdf

参考 5 今後のワーキンググループの開催日程.pdf

資料 1 ワーキンググループにおけるヒアリングの進め方（WG座長共同メモ）.pdf

資料 2 - 1 書面調査項目に係る概要・背景について.pdf

資料 2 - 2 統計調査における民間事業者の活用に係るガイドラインについて.pdf

資料 2 - 3 基幹統計調査に関する「見える化状況検査」について.pdf

資料 2 - 4 調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドラインについて.pdf

資料 2 - 5 法第 33 条の規定に基づく調査票情報の提供件数（基幹統計調査）（平成 29 年度）.pdf

資料 3 - 1 書面調査項目の回答（総括説明）（国土交通省）.pdf

資料 3 - 2 【港湾調査】基幹統計調査に係る書面調査票.pdf

資料 3 - 3 【造船造機統計調査】基幹統計調査に係る書面調査票.pdf

資料 3 - 4 【鉄道車両等生産動態統計調査】基幹統計調査に係る書面調査票.pdf

資料 3 - 5 【船員労働統計調査】基幹統計調査に係る書面調査票.pdf

資料 3 - 6 【自動車輸送統計調査】基幹統計調査に係る書面調査票.pdf

資料 3 - 7 【内航船舶輸送統計調査】基幹統計調査に係る書面調査票.pdf

資料 3 - 8 【統計職員数、研修の受講状況】基幹統計調査に係る書面調査票.pdf

部会 WG 資料¥第 1 WG¥第 2 回 のディレクトリ

011 資料 1 - 1 書面調査項目の回答（総括説明）（経済産業省）.pdf

- 012 資料 1 - 2 【工業統計調査】基幹統計調査に係る書面調査票 .pdf
- 013 資料 1 - 3 【生産動態統計調査】基幹統計調査に係る書面調査票 .pdf
- 014 資料 1 - 4 【商業統計調査】基幹統計調査に係る書面調査票 .pdf
- 015 資料 1 - 5 【商業動態統計調査】基幹統計調査に係る書面調査票.pdf
- 016 資料 1 - 6 【特定サービス産業実態統計調査】基幹統計調査に係る書面調査票 .pdf
- 017 資料 1 - 7 【特定業種石油等消費統計】基幹統計調査に係る書面調査票.pdf
- 018 資料 1 - 8 【統計職員数、研修の受講状況】基幹統計調査に係る書面調査票.pdf
- 参考 1 書面調査項目に係る概要・背景について.pdf
- 参考 2 今後のワーキンググループの開催日程.pdf

部会 WG 資料¥第 1 WG¥第 3 回 のディレクトリ

- 参考 1 書面調査項目に係る概要・背景について.pdf
- 参考 2 今後のワーキンググループの開催日程.pdf
- 資料 1 - 1 書面調査項目の回答（総括説明）（文部科学省）.pdf
- 資料 1 - 2 【学校基本調査】基幹統計調査に係る書面調査票 r.pdf
- 資料 1 - 3 【学校教員統計調査】基幹統計調査に係る書面調査票.pdf
- 資料 1 - 4 【学校保健統計調査】基幹統計調査に係る書面調査票.pdf
- 資料 1 - 5 【社会教育調査】基幹統計調査に係る書面調査票.pdf
- 資料 1 - 6 【統計職員数、研修の受講状況】（文部科学省）基幹統計調査に係る書面調査票.pdf
- 資料 2 - 1 書面調査項目の回答（総括説明）（国土交通省）.pdf
- 資料 2 - 2 【建築着工統計調査\_建築物着工／住宅着工】基幹統計調査に係る書面調査票.pdf
- 資料 2 - 3 【建築着工統計調査\_補正】基幹統計調査に係る書面調査票.pdf
- 資料 2 - 4 【建設工事統計調査\_施工】基幹統計調査に係る書面調査票.pdf
- 資料 2 - 5 【建設工事統計調査\_受注動態】基幹統計調査に係る書面調査票.pdf
- 資料 2 - 6 【建設工事統計調査\_大手 50 社調査】基幹統計調査に係る書面調査票.pdf
- 資料 2 - 7 【法人土地・建物基本調査】基幹統計調査に係る書面調査票.pdf
- 資料 2 - 8 【統計職員数、研修の受講状況】（国土交通省）基幹統計調査に係る書面調査票.pdf

部会 WG 資料¥第 1 WG¥第 4 回 のディレクトリ

- 資料 1 - 1 書面調査項目の概要（総括説明）（厚生労働省）.pdf
- 資料 1 - 2 【国民生活基礎調査】基幹統計調査に係る書面調査票 2 .pdf
- 資料 1 - 3 【人口動態調査】基幹統計調査に係る書面調査票.pdf
- 資料 1 - 4 【薬事工業生産動態統計調査】基幹統計調査に係る書面調査票.pdf
- 資料 1 - 5 【統計職員数、研修の受講状況】基幹統計調査に係る書面調査票.pdf
- 資料 2 - 1 書面調査項目の回答（総括説明）（経済産業省）.pdf
- 資料 2 - 2 【企業活動基本調査】基幹統計調査に係る書面調査票.pdf
- 資料 2 - 3 【石油製品需給動態統計調査】基幹統計調査に係る書面調査票 .pdf
- 資料 2 - 4 【ガス事業生産動態統計調査】基幹統計調査に係る書面調査票.pdf

資料 2 - 5 【統計職員数、研修の受講状況】基幹統計調査に係る書面調査票.pdf

参考 1 書面調査項目に係る概要・背景について【※印刷済】.pdf

参考 2 今後のワーキンググループの開催日程【※印刷済】.pdf

#### 部会 WG 資料¥第 1 WG¥第 5 回 のディレクトリ

011 資料 1 - 1 書面調査項目の概要（総括説明）（厚生労働省）.pdf

012 資料 1 - 2 【毎月勤労統計調査】基幹統計調査に係る書面調査票.pdf

013 資料 1 - 3 【賃金構造基本統計調査】基幹統計調査に係る書面調査票（「資料 1 - 3 の参考」付き）.pdf

014 資料 1 - 4 【医療施設調査】基幹統計調査に係る書面調査票.pdf

015 資料 1 - 5 【患者調査】基幹統計調査に係る書面調査票.pdf

016 資料 1 - 6 【統計職員数、研修の受講状況】基幹統計調査に係る書面調査票.pdf

110 参考 1 書面調査項目に係る概要・背景について.pdf

120 参考 2 人口・社会統計部会の審議状況について（第 135 回統計委員会資料 2-1）.pdf

130 参考 3 賃金構造基本統計問題に関する緊急報告書（概要）.pdf

140 参考 4 「統計委員会の意見書についての審議結果を受けた厚生労働省への情報提供の要望」に対する回答.pdf

151 参考 5 - 1 毎月勤労統計調査を巡る不適切な取扱いに係る事実関係とその評価等に関する報告書（概要）.pdf

152 参考 5 - 2 毎月勤労統計調査を巡る不適切な取扱いに係る事実関係とその評価等に関する追加報告書（概要）.pdf

#### 部会 WG 資料¥第 2 WG のディレクトリ

<DIR> 第 1 回

<DIR> 第 2 回

<DIR> 第 3 回

<DIR> 第 4 回

<DIR> 第 5 回

#### 部会 WG 資料¥第 2 WG¥第 1 回 のディレクトリ

011 資料 1 ワーキンググループにおけるヒアリングの進め方（WG 座長共同メモ）.pdf

021 資料 2 - 1 書面調査項目に係る概要・背景について.pdf

022 資料 2 - 2 統計調査における民間事業者の活用に係るガイドラインについて.pdf

023 資料 2 - 3 基幹統計調査に関する「見える化状況検査」について.pdf

024 資料 2 - 4 調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドラインについて.pdf

031 資料 3 - 1 書面調査の回答（総括説明）（総務省）.pdf

032\_資料 3 - 2 【全国消費実態調査】総務省 基幹統計調査に係る書面調査票 .pdf

033\_資料 3 - 3 【家計調査】総務省 基幹統計調査に係る書面調査票.pdf

- 034\_資料 3 - 4 【小売物価統計調査】総務省 基幹統計調査に係る書面調査票.pdf
- 035\_資料 3 - 5 【経済センサス基礎調査】総務省 基幹統計調査に係る書面調査票 .pdf
- 036\_資料 3 - 6 【経済センサス活動調査】総務省 基幹統計調査に係る書面調査票\_(002).pdf
- 037\_資料 3 - 7 【科学技術研究調査】総務省 基幹統計調査に係る書面調査票.pdf
- 038\_資料 3 - 8 【個人企業経済調査】総務省 基幹統計調査に係る書面調査票.pdf
- 039\_資料 3 - 9 【総務省】統計職員数及び職員の統計研修の受講状況について.pdf
- 110 参考 1 基幹統計調査に係る書面調査票 .pdf
- 120 参考 2 基幹統計（加工統計）に係る書面調査票 .pdf
- 130 参考 3 一般統計調査に係る書面調査票.pdf
- 140 参考 4 点検検証部会ワーキンググループの設置について.pdf
- 150 参考 5 今後のワーキンググループの開催日程.pdf

部会 WG 資料¥第 2 WG¥第 2 回 のディレクトリ

- 011\_資料 1 - 1 【法人企業統計調査】基幹統計調査に係る書面調査票.pdf
- 012\_資料 1 - 2 【民間給与実態統計調査】基幹統計調査に係る書面調査票 (1).pdf
- 013 資料 1 - 3 【財務省】統計職員数及び職員の統計研修の受講状況について.pdf
- 021 資料 2 - 1 書面調査の回答（総括説明）（総務省）.pdf
- 022\_資料 2 - 2 【国勢調査】総務省 基幹統計調査に係る書面調査票.pdf
- 023\_資料 2 - 3 【住宅・土地統計調査】総務省 基幹統計調査に係る書面調査票.pdf
- 024\_資料 2 - 4 【就業構造基本調査】総務省 基幹統計調査に係る書面調査票 .pdf
- 025\_資料 2 - 5 【社会生活基本調査】総務省 基幹統計調査に係る書面調査票.pdf
- 026\_資料 2 - 6 【労働力調査】総務省 基幹統計調査に係る書面調査票.pdf
- 027 資料 2 - 7 【総務省】統計職員数及び職員の統計研修の受講状況について.pdf
- 110 参考 1 書面調査項目に係る概要・背景について.pdf
- 120 参考 2 今後のワーキンググループの開催日程.pdf

部会 WG 資料¥第 2 WG¥第 3 回 のディレクトリ

- 011 資料 1 - 1 書面調査の回答（総括説明）（農林水産省）.pdf
- 012 資料 1 - 2 【農林業センサス】基幹統計調査に係る書面調査票.pdf
- 013 資料 1 - 3 【漁業センサス】基幹統計調査に係る書面調査票.pdf
- 014 資料 1 - 4 【農業経営統計調査】基幹統計調査に係る書面調査票.pdf
- 015 資料 1 - 5 【牛乳乳製品統計調査】基幹統計調査に係る書面調査票.pdf
- 016 資料 1 - 6 【農林水産省】統計職員数及び研修の受講状況.pdf
- 110 参考 1 書面調査項目に係る概要・背景について.pdf
- 120 参考 2 今後のワーキンググループの開催日程.pdf

部会 WG 資料¥第 2 WG¥第 4 回 のディレクトリ

- 011 資料 1 - 1 書面調査の回答（総括説明）（農林水産省）.pdf

- 012 資料 1 - 2 【作物統計調査】農林水産省 基幹統計調査に係る書面調査票.pdf
- 013 資料 1 - 3 【木材統計調査】農林水産省 基幹統計調査に係る書面調査票.pdf
- 014 資料 1 - 4 【海面漁業生産統計調査】農林水産省 基幹統計調査に係る書面調査票.pdf
- 015 資料 1 - 5 【農林水産省】統計職員数及び研修の受講状況.pdf
- 021 資料 2 - 1 【地方公務員給与実態調査】総務省 基幹統計調査に係る書面調査票.pdf
- 022 資料 2 - 2 【総務省】統計職員数及び職員の統計研修の受講状況について.pdf
- 110 参考 1 書面調査項目に係る概要・背景について.pdf
- 120 参考 2 今後のワーキンググループの開催日程.pdf

部会 WG 資料¥第 2 WG¥第 5 回 のディレクトリ

- 011 資料 1 - 1 【SNA】内閣府 基幹統計（加工統計）に係る書面調査票様式.pdf
- 012 資料 1 - 2 【SNA】内閣府 書面調査概要（SNA）.pdf
- 021 資料 2 - 1 【産業連関表】総務省 基幹統計（加工統計）に係る書面調査票様式.pdf
- 022 資料 2 - 2 【産業連関表】総務省 概要資料.pdf
- 031 資料 3 - 1 【人口推計】総務省 基幹統計（加工統計）に係る書面調査票様式.pdf
- 032 資料 3 - 2 【人口推計】概要資料（総務省）.pdf
- 041 資料 4 - 1 【生命表】厚生労働省 基幹統計（加工統計）に係る書面調査票様式（生命表）.pdf
- 042 資料 4 - 2 【生命表、社会保障費用統計】概要資料（厚生労働省）.pdf
- 051 資料 5 【社会保障費用統計】厚生労働省 基幹統計（加工統計）に係る書面調査票様式.pdf
- 061 資料 6 - 1 【鉱工業指数】基幹統計（加工統計）に係る書面調査票.pdf
- 062 資料 6 - 2 【鉱工業指数】経産省 概要.pdf
- 071 資料 7 【内閣府】府省全体職員数、研修受講状況 .pdf
- 110 参考 1 書面調査項目に係る概要・背景について.pdf

ファイルの総数:223 個のファイル 162,480,919 バイト 89 個のディレクトリ

## 資料 4 統計の不正が起きた理由と罪の深さ～毎月勤労統計の問題を考える (WebRonza 掲載の舟岡委員の論文、許諾を得て掲載)

### 統計の不正が起きた理由と罪の深さ～毎月勤労統計の問題を考える

舟岡史雄 信州大学名誉教授

2019 年 02 月 08 日 WebRonza

#### 国家の存するところに統計あり、だが・・・

昨年 12 月に厚生労働省の毎月勤労統計の不適切な調査の実施が判明して以降、この問題はマスメディアで連日のように報道されている。統計データを見直して推計すると、雇用保険や労災保険などが 564 億円の過少給付で、その対象者は約 2000 万人に達し、影響が広範囲に及ぶことが明らかになったことによる。また、追加給付に必要なプログラム改修などの関連事務費が約 200 億円かかり、そのために予算案を修正し閣議決定をやり直すという異例の事態も起きた。

その後も、国の重要な統計である基幹統計の約 4 割で誤りが判明し、賃金構造基本統計においても調査の不正が発覚するなど、政府統計に対する信頼は大きく揺らいでいる。19 世紀フランスの統計学者モーリス・ブロックの「国家の存するところに統計あり」に象徴されるように、統計は国家の基盤を成す情報であり、国の政策の企画立案の根拠となるだけでなく、国民が国の運営の実情を知り、政策を評価し、意思決定に利用するために不可欠の社会的インフラである。

その統計で起きた不祥事だけに、事は極めて重大であろう。そこで今回の事案について、どのように受け止めるべきか、その背景は何か、どのような影響が出て、それにどのように対応すべきか、考えてみたい。

#### 「不適切」ではなく「不正」

1 月 22 日に公表された特別監察委員会の報告書を一読し、私は多少の違和感を持った。報告書の文中の「不適切な……」「一部齟齬(そご)が生じる」などの表記から伺えるように、「対処の仕方が適切でなかった」、あるいは「ちょっとした不適当な処理であった」という認識が全体を通じて流れていたからである。

ほどなくして、報告書の原案が厚生労働省内部で作成されていたことが明らかになった。むべなるかなと妙に納得した。

報告書を受け、新聞やテレビなどマスメディアも、当初は「不適切調査」、「不適切な対応」といった表現を使用していた。だが、その後、隠されていた事実が明らかになるにつれ、朝日、毎日、産経、NHK などは「不正」な調査と断じるに至っている。

今後、統計に関して真摯(しんし)な改革を目指すなら、その第一歩は、起こしてしまった問題に真正面から向き合うことに尽きる。「不適切」というどこか及び腰の姿勢ではなく、「不正」と認めることがまずは肝要であろう。

#### 特別監察委員会の奇妙な論理

2007 年に改正された統計法は、第 9 条第 1 項で「行政機関の長は、基幹統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない」と規定し、第 2 項で申請書の



内容として「報告を求めるための方法」を示している。

また、第 11 条第 1 項で「第 9 条第 1 項の承認を受けた基幹統計調査を変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない」と規定し、第 10 条でこれを満たしていれば承認しなければならないとされる三つの要件の一つに、「統計技術的に合理的かつ妥当なものであること」を挙げている。

今回の事案の主要な問題は、2004 年 1 月調査以降、東京都にある常用雇用者 500 人以上の事業所について、本来は「全数調査」とされていた方法を、承認手続きを取ることなく、「抽出調査」に変更したことに端を発している。

特別監察委員会の報告書は、2011 年 8 月に統計委員会に諮問され、承認を受けた調査計画と実際の調査方法が異なることについて、調査方法の変更の承認手続きを取らなかったことを根拠に、「統計法違反であると考えられる」と記述し、2018 年 1 月の承認についても同様としている。

しかしながら、実際には調査方法は 2011 年には変更されておらず、変更承認の手続きを取ることとは必要ない。あまりに奇妙な論理である。

前述の統計法第 9 条と第 11 条の規定は、改正前の統計法の規定を引き継いだものであり、その逐条解説において、申請書の具体的な内容として、それを取り纏めた調査計画（調査要領等）について承認されることを求めている。さらに、「方法とは①自計方式・他計方式、②調査員調査・郵送調査・他の方法③全数調査・標本調査などの具体の調査方式に加え、どのような調査組織（都道府県等）によって行うかである」という解説がなされている。

報告書によれば、2004 年 1 月以降の調査変更は事務取扱要領に明記されており、当然、調査計画の変更に該当する。したがって、2004 年時点で統計法違反行為があったと考えるのが妥当であろう。

#### **適切な復元処理があれば問題なかったか**

報告書は「今般の事案でも、適正な手続きを踏んだ上で抽出を行い、集計に当たってこれに適切に復元処理を加え、それをきちんと調査手法として明らかにしていれば、何ら問題はなかったと言える」とも記している。他の箇所でも、適正な手続きを取らなかったことと、調査方法の正確な開示が行われなかったことが大きな問題であると繰り返し記している。だが、問題は本当にそれだけであろうか。

標本の抽出率が 1/1 の調査計画（全数調査）に対し、実際は 1/3 を抽出して調査（標本調査）している。したがって、標本調査の結果を 3 倍すればなんら問題はなかったという考えは、識者の意見でも述べられている。確かに、毎月勤労統計で行われてきた単純に集計した計数に比べると、全体の集計結果の偏りは小さくなるであろう。ただし、調査対象を全数から一部の標本に切り替えることの妥当性については、その実証的な根拠が必要である。

分かりやすい実例を示そう。法人企業統計は毎月勤労統計と同じく、産業別・規模別に層化して、それぞれ異なる抽出率で無作為に抽出して調査している。たとえば資本金 10 億円以上の階層は、全数を調査対象としている。では、この最上位階層を 1/3 の抽出調査に変更すると、どのような結果がもたらされるだろうか？

トヨタ自動車はわが国を代表する自動車メーカーで、単独決算ベースの 2017 年度の年間の売上高は 12 兆円、経常利益は 2.2 兆円である。一方、自動車・同付属品製造業に属する資本金 10

億円以上の企業 170 社の 1 社当たりの売上高は 2970 億円、経常利益は 312 億円である。調査対象にトヨタ自動車が無作為に抽出され、計数が 3 倍されて集計される場合と、トヨタ自動車は抽出されない場合とでは、自動車・同付属品製造業の計数は著しく異なる。このような集計結果の信ぴょう性が極めて低いことは言うまでもない。製造業の全ての企業を集計しても、売上高が 406 兆円、経常利益 28 兆円であるので、製造業全体の実態すら分からなくなる。

雇用や賃金の格差はこれほど極端ではないとしても、大規模事業所の間ではかなりの乖離（かいり）があるはずだ。それを十分に分析、検討したうえで、毎月勤労統計調査の当初の設計において、大規模階層を全数調査としたものと想像される。

日本統計学会が 1 月 28 日に出した「厚生労働省毎月勤労統計調査における不適切な方法による調査に関する声明」でも「標本調査の場合、全数調査と比較して・・・調査全体の誤差を比較検討するには専門的な知識が要求される。誤差評価のためには、母集団の分布に関する情報、標本の大きさ、標本抽出と推定方法の詳細、回答率および非回答事業所の処理など、調査の設計に関する基本情報が必要であり、最終的にこのような諸条件を勘案して調査方法が選択される」と指摘されている。

2004 年以降の調査変更が、研究会などの検討結果に依拠して行われたのであれば、その検討の詳細が開示されるべきであるし、担当者の独断で行われたのであれば、あまりの専門的知識の欠如に驚くばかりである。いずれ、追加的な調査を通して、事実が明らかにされることを期待したい。

### 統計の改善に努めた戦後の日本

今回の不正が起こった背景については、統計行政全般に関わることと、厚生労働省に特徴的なことに分けると、本質が捉えやすいと思われる。

まず、統計行政全般について言うと、政府の中でもとりわけ統計関連の予算と人員が減少し続けていることが、不正の遠因となっているのは確かである。統計資源が厳しく抑えられてきたことは、私が 40 年くらい前から、統計審議会の専門委員や委員、各府省庁の研究会委員を務めるなかで年を追って実感してきたことである。ただし、この点についてはすでに広く指摘されていることでもあるので、ここでは他の要因を提示しよう。

これまで日本の統計は諸外国に比べて高い精度を持つと言われ、実際にその通りであったと理解している。これには、戦時中の歪（ひず）んだ統計に対する反省から、政府を挙げて統計の改善に努めた歴史がある。

終戦直後の食料の緊急輸入をめぐる GHQ のマッカーサー元帥と吉田茂外相のやり取りは、戦時下と直後の日本の統計のいい加減さを物語る有名な逸話である。首相になった吉田は統計再建のため、自らが会長、大内兵衛を議長とする「統計委員会」を立ち上げる。委員を、当時の第一級の経済・統計学者である有澤廣巳、中山伊知郎、森田優三、高橋正雄が務め、事務局長は美濃部亮吉であった。

統計委員会のもと、国の復興に統計が不可欠であるとの認識に立ち、政府は精力的に統計の整備を進めた。食料需給、景気動向、雇用状況、物価・賃金水準、商品流通などの把握や、住宅整備、産業振興、工場立地などの政策立案に統計が有用であることは、政府において共有されていた。「統計整備は国家的な使命である」という時代の空気の中、統計業務を希望する優秀で志のあ

る人材が広く参集した。

統計法において、指定統計調査（基幹統計調査の前身）の事務のために、中央の統計機構に統計官、地方の統計機構に統計主事を必ず置くことが義務とされ、統計官など特別な有資格者のみが指定統計調査事務への従事を許されていた。こうした規定は、統計に関する専門性の蓄積を促すことに通じた。

### 統計人材の枯渇が進んだ 90 年代

高度経済成

長が始まった 1960 年頃は、統計体系の整備が一段落した時期でもある。同時に、右肩上がりの急速な経済発展は過去の統計データの有効性を低下させ、政策立案において、次第に勘と経験が幅を利かせるようになってきた。

私も委員として参加した、1996 年度に行われた通商産業省の「利活用統計の変革に関する研究会」（竹内啓委員長）において、工業統計、商業統計など従来の通産統計の政策立案への利活用の状況について、政策部局の担当者からヒアリングした結果の報告があった。それによると、1970 年代の半ば以降、これらの統計の大きな利用はほぼ無い、とのことであった。行政施策において、統計が軽視される潮流を如実に示している。

さらに、1982 年の行政改革以降、85 年にかけて、統計法の改正で統計官および統計主事に關する規定がたびたび見直され、必置義務の規定が最終的には廃止された。統計業務に誇りを持った統計専門家の退場を促す法改正であった。

国民の情報基盤としての統計を維持する仕事は、地味でなかなか評価されない。以前と異なり有為な人材が統計部署に集まらず、人事ローテーション制度の導入によって専門性を有する人材の蓄積が進まないなかで、戦後の統計再建時に入省した統計に志のある人たちが、1990 年代になって定年退職する時期となった。行政における専門性を有する統計人材の枯渇は、統計予算・人員が削減されるすう勢と相まって、統計の質の劣化に作用するのは避けられないことであった。

### 労働統計の「もぐり調査」も背景に？

次に、厚生労働省に特徴的なことについて述べたい。私は旧労働省において過去に散見された不適切な行為が、今回の不正行為に通底しているのではと感じている。ここでは、私の個人的感想を述べて、今後の問題解明の材料の提示としたい。

1980 年代以降、日本では働き方の多様化が進んだ。パート勤務における様々な形態、副業、業務請負、派遣従事等々である。それらの実態を把握するため、新規に統計調査を実施する際には、当時は統計報告調整法（現行統計法の一般統計調査の規定に相当する法）に従って申請書を総務大臣に提出し、承認を受けることが求められた。

統計業務の人員が減少するなかで、報告様式やその他の参考書類を添付した詳細な申請書を作成することは多くの労苦を必要とする。また、喫緊の行政課題に速やかに対応するための時間的余裕も限られている。そうした状況で苦肉の策ともいえる調査方法が、外部への研究委託の方式であった。具体的には、外部の機関に研究を委託し、その研究の一環として外部機関が調査を行うやり方である。

統計報告調整法は政府が行う指定統計調査以外のすべての統計調査について承認を得た上で実施することを求めていることから、このような調査実施機関を外部と装う方式での調査は「もぐり統計調査」と称され、厳密には脱法行為であると言える。だが、労働行政関係の調査では少な

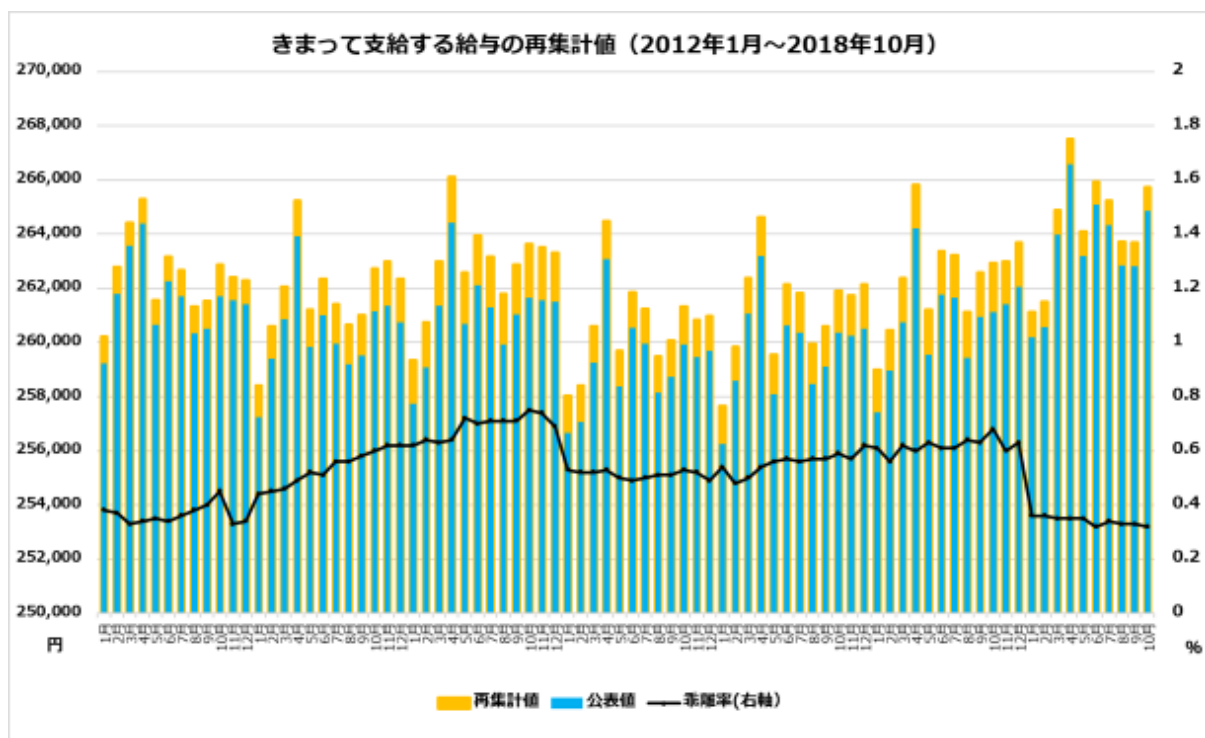
からずあるとの指摘は当時から耳にしていた。このような法に則った承認手続きを避ける方式の度重なる採用が、省内の法令遵守の意識を低くさせ、今回の不正の遠因として作用したのではと推察する。

この点についても、今後の調査において吟味、検討されることを期待したい。

### 国民と政府に多大な損害を与えた統計不正

2004年以降の毎月勤労統計の調査結果は、東京都において常用雇用者500人以上の事業所の調査方法を全数調査から抽出調査に変更し、さらに母集団の計数に復元すべきところを復元しなかったことによって、大きな偏りをもつものとなった。また、2009年～2017年において、東京都の常用雇用者30人以上500人未満の階層で、一部の産業について他道府県とは異なる抽出率で調査していたにも拘わらず、これを反映した母集団への適切な復元が行われなまま集計したことも、偏りを大きくした。

復元の統計的処理方法の適否はともかくとして、厚生労働省は抽出率の逆数を復元乗率として標本データを機械的に母集団に復元して再集計した「きまって支給する給与」の結果を1月11日に公表した。これまでの公表値と再集計値、ならびに両者の乖離率を下図に示す。2012年以降に限られているのは、それ以前は復元に必要なデータなどが存在していないとのことによる。(これも統計法および公文書管理法に定める規定に違反している)



その結果、2012年～2017年の「きまって支給する給与」等の公表された金額が平均で0.6%低かったことが明らかとなった。「きまって支給する給与」は雇用保険、労災保険、船員保険の給付や雇用調整助成金などの算定の基礎となる計数である。そこにこれだけ大きな乖離が発生していたことは、労働行政を根底から揺るがせる事件であり、国民ならびに政府に多大な損失を与えることとなった。

毎月勤労統計は「きまって支給する給与」のほかに、就業形態（一般・パート）別に毎月の「現

金給与総額」、「所定外給与」、「実労働時間数」、「所定外労働時間数」、「常用雇用者数」なども調査している。いわば、雇用と賃金の動向に関する情報の根幹を成す統計であり、労働政策の企画立案、実施、評価に欠かせぬものである。今回の統計の不正がこれらの指標にどれだけの影響を生じさせたかは現段階では判然としないが、早急な結果の公表が求められる。

### **GDP や株式市場に影響も**

毎月勤労統計の調査結果の偏りは、労働行政に対する影響にとどまらない。その結果は景気関連の指標として、国内総生産（GDP）、景気動向指数、月例経済報告に利用されるほか、金融政策の判断資料として活用されている。

また、あまり詳らかになっていないが、2008年7月に総務省「サービス産業動向調査」が開始されるまでは、GDPの約7割を占めるサービス業で月次・四半期のデータが利用できない産業について、GDPの四半期計数は毎月勤労統計のデータを使用して推計していた。その対象は少ないので、GDP速報値の公表に反応する株式・為替市場の動向にも多少は悪戯（いたづら）していた可能性は否めない。

### **代替指標を活用した再推計が必要**

2004年～2011年の再集計値を算出するためには、2007年1月調査における対象事業所の入替えに伴って生じる断層の修正、07年の日本標準産業分類の改定を受けて、10年に産業分類の変更を行った際の抽出率の調整、母集団を構成する雇用保険適用事業所に関する新設と消滅の調整が必要である。だが、今のところ、これらの作業を行うための資料は廃棄処分等によっていずれも見当たらないとされており、再推計を行えない状況にある。

しかしながら、政策の効果を判断するときには過去との比較が必要であり、それは保存された正確な統計を有効に活用することによって可能となる。動向を把握する動態統計は時系列で継続して利用することに価値があり、何らかの代替指標などを活用して再推計を行う努力が強く求められる。

また、2012年～2017年の再推計値についても、復元に際して、あらためて母集団の分布に関する情報の手ごかりを入手し、それをもとに、より有効な推定手法の適用を検討し、誤差の評価を行うことが望まれる。そのためには、毎月勤労統計調査の実務に精通している者と標本設計の理論に詳しい統計専門家との共同作業が必須である。

### **深刻な政府統計に対する信頼の喪失**

毎月勤労統計の不正の発覚を契機として、総務省がすべての基幹統計を点検した結果、56の基幹統計のうち22で不備が見つかった。その後、厚生労働省から賃金構造基本統計においても誤りがあったとの報告を含めると、約4割の基幹統計で不備があったことになる。

しかしながら、賃金構造基本統計の不正を除けば、大半は単純なミスによるものであり、毎月勤労統計のように、承認を得ず調査方法を変更したり、集計手順に問題があるものは無かった。近年、統計は国民にとっての公共財であるとの意識が徹底し、利便性を高めるために統計データに加えて多くの周辺データ（メタデータ）の公表が求められるようになっている。また、公表期日や公表方法をインターネットなどによってあらかじめ公表することを義務づけられたり、オーダーメイド集計によるデータを提供したりで、統計行政に従事する担当者の負担は増大している。

他方、国の統計職員は削減の一途であり、2009年の3916人から2018年には1940人へと半減

している。業務が増加する一方で人員が減少する状況は、業務上の軽微な過失を生じさせてもやむを得ないと、同情の念を抱いてしまう。

統計の不備の主な内容は、調査計画に含まれていた集計事項であるクロス集計の一部が未公表▼結果数値の一部の誤った公表▼1、2日の公表の遅れ▼手続き上の不都合・・・などである。法人企業統計において、損害保険業についての配当率、配当性向、内部留保率の3項目がインターネット上では公表されていなかったという不備など、大半が重箱の隅を突いて関係省庁が発見したものである。

これをとらえて、マスメディアは「政府統計に対する信頼が大きく損なわれている」「広がる政府統計の誤り」など、針小棒大な見出しとともに報じている。国の基盤である統計に必要な人員を充当しないから大変な状況に陥っているとのメッセージを、逆説的に伝えていると“裏読み”もできるが、国民の間に政府統計に対する不信を生み出し、助長する方向に作用していることは確かである。世論調査の結果によれば、政府統計が信頼できないとの回答が8割前後に達するとのことである。由々しい事態と言わざるを得ない。

今日の情報社会において、国民が統計を信頼しないようになり、勘と経験によって意思決定するような事態になるのは大きな不幸である。企業活動で、いわゆるビッグデータを活用して他社より優位な地位を築き上げようとする動きが活発化しているが、その土台には共通の情報基盤である公的統計がある。その土台が信頼を失い揺らぐことで、雇用や投資の意思決定における確かな根拠が失われるのは望ましくはない。

### 統計資源の削減で政府統計への信頼が低下したイギリス

統計の改善に向けて参考になるのがイギリスである。イギリスは現在の日本の状況をより極端に進めた状況を、すでに経験しているからである。

サッチャー首相のもと、行政改革が進められたイギリスでは、改革の一環として1980年代、レイナー氏の調査報告にもとづいて統計改革を実行した。国際的にも有名なこの「レイナー主義」は、政府は行政目的を主として、統計がほんとうに必要かどうか判断したうえで、統計需要に対応すべきであるとの考えに立っていた。

これに従って、1980年代半ばまでの5年間に統計予算を3分の1、職員数を4分の1削減した。ところが80年代後半になると、政府部門や学界から政府統計の信頼性の低下が頻繁に指摘され、国民からも懐疑的に見られるようになった。

そのため、ピックフォード氏のもとに設置された専門委員会の提言に従って、統計改善のための組織の見直しや予算措置を講じ、以前よりも職員を増加させた。さらに1996年には中央統計局(CSO)と人口センサス局(OPCS)を統合して国家統計局(ONS)を設立し、統計機構の集中度を高めた。同時に、統計専門職の採用など政府全体の統計専門職員を横断的に人事管理できる仕組みを構築し、統計の品質向上を図った。

### 分散型の統計組織をとるフランスに学ぶこと

日本と同様に分散型の統計組織をとっているフランスで、各省庁の統計部局の管理者に、中央統計機関である国立統計・経済研究所(INSEE)から職員が派遣され、分散型の下で人的・物的な統計資源を共有する工夫がなされている事例も、参考になるであろう。

2004年に設置され、私も参加した「経済社会統計整備推進委員会」(通称、第1次吉川委員会)

の使命は「農林水産統計などに偏った要員配置等を含めて、既存の統計を抜本的に見直す。一方、真に必要な分野を重点的に整備し、統計制度を充実させる」であった。翌年の第2次吉川委員会「統計制度改革検討委員会」を経て、統計行政は、60年ぶりの統計法の全部改正、および基本計画を建議できる司令塔の役割を有する統計委員会の設置を成し得たが、各省庁間の統計資源の共有や再配分は叶（かな）わなかった。省庁ごとに政策目的のために統計を作成する、極端な分散型の行政組織の壁が背後にあった。

こうしたフランスの仕組みにならば、統計資源の配分や複数省庁にまたがる統計の作成などに調整権限を持つ司令塔の役割が強化されることも、統計改革の第一歩であると考えられる。

### **統計調査への国民の協力を損なう怖れも**

毎月勤労統計をめぐる失態が次々と明らかになり、組織的な隠ぺいの有無さえ取りざたされている。くわえて、賃金構造基本統計においても、調査計画から大きく逸脱している不正行為が露見し、統計調査予算の使途にも疑問がもたれている。他省の統計の誤りもマスメディアによって大きく喧伝（けんでん）された。

このような状況が続けば、国民は統計に対する信頼を失うとともに、次第にそのような統計が作成される仕組みそのものに対して疑念を抱くであろう。ただ、ここで留意すべきは、統計が作成される仕組み自体に、実は国民自身が組み込まれているということだ。

国民には重要な統計である基幹統計の調査に申告する責務が課せられており、統計法は申告に応じなかった者、または偽りの申告をした者に罰則が適用される旨が定められている。だが、終戦直後の混乱期を除き、罰則の適用は無かった。罰則の適用が正確な申告の妨げになり、統計調査への協力意識を減退させることが危惧されたからである。

これまで国民の協力意識に十分な配慮をして統計調査を維持してきたなか、今回、統計をめぐる事件が大々的に報じられた。国民の統計行政への不信感を募らせるもので、統計調査への協力を著しく損ねることが心配される。

仮に統計関係の職員が大幅に増やされ、予算も増額されたとしても、申告者たる国民から正確な情報が提供されなければ、いわゆる「仏作って魂入れず」になってしまい、質の高い統計は望むべくもない。国民の統計調査への協力意識を、今回の事件で減退させないようにすることもまた、見逃せない重要な論点である。

### **統計不正による被害者は国民**

毎月勤労統計の不正によって、雇用保険や労災保険などの給付が過少となり、直接的な被害者は約2000万人に上った。また、追加給付のための多大な予算が必要とされ、その費用は究極的には国民が負担する。

要は、今回の事件は国民に多大な損失を与えるもので、国民が被害者である。被害が法令違反によって引き起こされたのであれば、被害に見合った処罰が下されなければ、国民の納得は得られないであろう。

統計法は第60条第2号で、「基幹統計の作成に従事する者で基幹統計をして真実に反するものたらしめる行為をした者」への罰則規定が設けている。報告書は、一連の不正は「意図的ではなかった」ことを理由に、罰則規定の適用には当たらないとしている。判断は法律家に委ねるとして、法律に疎い私個人としては、法令違反である状態にあり、それが真実を損ねることを知りな

がら何の対応もとらなかった行為は、「不作為の作為」に該当するのではと自分勝手に思っている。

### **統計の重要性を国民に示せ**

ただ、国民の統計調査に対する協力意識を維持・高揚するには、今回の事件に対する即応的な対処よりも、国民に統計の重要性を深く理解してもらうことがより重要かもしれない。

たとえば、選挙区の画定、議員定数の決定、消費税の地方配分、過疎地域の認定等々の政策の運営や、少子化対策、都市計画、福祉対策の策定、保育所等の整備等々の行政施策の企画・立案、あるいは将来人口の推計、世帯構造の分析等々の将来予測などに、統計が幅広く利用されていることを、行政が目に見える形で広報するべきであろう。

あるいは、身近な課題について国民が統計を活用して解決に近づける事例を数多く提示する。各人の意思決定にとって、統計に親しむことがいかに有用であるかを若い頃から浸透させてもいまいだろう。そんなさまざまな活動を幅広く展開することが大いに期待される。

毎月勤労統計の不正は、正しくない統計の作成によって国民が不利益を受けることを顕現させ、統計が国民にとって身近な存在であることをはからずも意識させた。今通常国会における統計に係る質疑応答を見聞きしても、統計についての知識がいかに不正確で十分でないかが分かる。小中学校から統計教育をしっかりと行うことの必要性を痛感する。

ビッグデータの時代と言われ、情報がますます大きな価値を生み出すようになった今こそ、国民が統計に親しみ理解を深める機会が数多く提供されることを期待したい。



## 資料 5 公的統計の品質の確保に向けて（美添泰人、舟岡史雄、日本統計学会春季集会）

### 公的統計の品質の確保に向けて

美添泰人・舟岡史雄

青山学院大学・信州大学

2019年3月10日  
日本統計学会春季集会

Yasuto Yoshizoe/Fumio Funaoka

10 March 2019, Tokyo

1 / 6

### 毎月勤労統計調査における問題点—舟岡史雄

以下は主要な問題点の要約である。

詳細については別途配布する朝日新聞の [WebRonza](#) 参照。

- 全数調査と標本調査  
復元すれば問題はないということではない。
- 特に 2012 年～2017 年の再推計値については、あらためて母集団の分布に関する情報の手がかりを入手し、それをもとに有効な推定手法の適用を検討し、誤差の評価を行うことが望まれる。そのためには、毎月勤労統計調査の実務に精通している者と標本設計の理論に詳しい統計専門家との共同作業が必須であり、学会としても協力する。
- これまで、相当な期間にわたって統計に関する予算と人員が削減されてきたことが、今回の不正（不適切な処理）の遠因である。日本統計学会に設置される予定の公的統計検討委員会（仮称）では、その抜本的な改革について、専門的な立場から意見を述べる。
- 国民に対する統計教育を推進し、公的統計の重要性が認識されるような環境を作ることに貢献する。

Yasuto Yoshizoe/Fumio Funaoka

10 March 2019, Tokyo

2 / 6

## 公的統計の標本調査における問題点—美添泰人

- 全数調査の層における非回収（無回答）事業所数の存在とその処理方法は、一連の議論において明らかにされていないが、重要な問題である。全数調査の層においては母集団推定は不要とする例があるが、最近のように回収率が80%以下になるような状況では、**欠測値の処理**が重要になる。
- 財務省の法人企業統計調査では、従来から無回答法人企業の数値について欠測値補完の手法が採用されている。ただし、欠測値補完にはさまざまな手法があり、現時点で十分に満足する手法は存在しない。
- 回収率の向上と、その前提として企業や個人の統計に対する理解を深める必要がある。
- ローテーションサンプリングについても、一連の議論や「専門家の見解」に賛成できない点が多い。**この点は、配布資料を参照のこと。**

Yasuto Yoshizoe/Fumio Funaoka

10 March 2019, Tokyo

3 / 6

## 規模別事業所数・従業者数の分布

H28年 E 製造業の事業所数・従業者数			
従業者規模	事業所 (A)	従業者 (B)	(B/A)
総数	454,800	8,864,253	19.5
1~4人	214,020	494,541	2.3
5~9人	93,958	624,436	6.6
10~29人	92,320	1,563,987	16.9
30~49人	22,166	852,859	38.5
50~99人	17,249	1,190,193	69.0
100~299人	10,772	1,741,161	161.6
300人以上	3,259	2,397,076	735.5

平成28年経済センサスー活動調査

- 企業・事業所の活動は規模によって大きな違いがあり、標本抽出にあたっては層化する必要がある。この点で、世帯調査と大きく異なる。毎月勤労統計調査においても、大規模な事業所は全数調査とすることが適当である。
- 実際には第一種事業所（規模30人以上）は産業・事業所規模別に無作為抽出として、抽出率を細かく調整している。

Yasuto Yoshizoe/Fumio Funaoka

10 March 2019, Tokyo

4 / 6

## 層化抽出と標本の配分

- 一般に層の数を  $L$ , 第  $h$  層の母集団サイズを  $N_h$ , 変数  $Y$  の分散を  $V(y_{hi}) = S_h^2$  とする. 母集団全体の大きさは  $N = \sum N_h$  である.
- 標本の大きさを  $n$  として各層に  $n_h$  を割当てるときの母集団合計  $Y$  の推定量を  $\hat{Y} = \sum_h N_h \bar{y}_h$  とすると, その分散は  $V(\hat{Y}) = \sum_h N_h^2 S_h^2 / n_h$  で与えられる. 事業所や企業の調査では, 層別しない場合よりはるかに分散は小さくなる.
- 比例配分は  $n_h \propto N_h$ , 分散を最小にする Neyman 配分は  $n_h \propto N_h S_h$  である. それらの推定量を  $\hat{Y}_{prop}$  および  $\hat{Y}_N$  とあらわすと, 分散は次のようになる.

$$V(\hat{Y}_{prop}) = \frac{1}{n} \sum N_h S_h^2 \geq V(\hat{Y}_N) = \frac{1}{n} \left( \sum N_h S_h \right)^2$$

- 数値例として  $L = 2$ , 層 1 を大規模, 層 2 を小規模,  $S_1 = 20, S_2 = 1$ ,  $N_1 = 100, N_2 = 10000$  とすると Neyman 配分の標本数は  $N_h S_h$  に比例して  $n_1 : n_2 = 1 : 5$  となる. 全体の標本サイズ  $n$  が 600 より大きければ, 大規模層では抽出率は 100% となる.

## 日本統計学会として貢献できる内容

- 今回, 基幹統計で統計法違反とされた 22 統計に関しては, 労働関係以外は, ほとんどが軽微な内容である. 公的統計に対する国民の不信感を払拭するように, 学会として議論を整理する.
- 標本調査の設計および欠測値補完, 指数の補正方法などについて, 各分野の会員が, 専門的な立場から協力する.
- 国および地方の統計担当職員に対する統計教育について, 講師を担当するなどの形で協力する.
- 日本統計学会が運営している統計検定のうち, 特に公的統計を扱う「統計調査士」が利用しやすくなるように, 地方統計組織に便宜を図る.

# 資料6「世帯調査または事業所・企業調査における標本の交代について」(美添泰人、日本統計学会春季集会)

## 世帯調査または事業所・企業調査における標本の交代について

美添泰人(青山学院大学経営学部)

2019年3月10日

**要約** 調査を継続的に実施する場合、総務省の世帯調査では標本の部分的な交代(rotation sampling)が広く行われている。一方、日本の事業所および企業調査では、導入している例は最近まで少なかった。以下は各節の要約である。

- (1) 前期との差を求める場合、標本を交代するより継続する方が標本誤差は小さい。
- (2) 標本の部分的な交代を導入する場合、前期との差の推定に関しては、継続標本のみを利用する方法と、すべての標本を利用する方法があり、世帯調査では両者には大きな差はない。
- (3) 現実には標本の脱落(attrition)が発生するため、継続標本のみを利用する方法には偏りが発生しやすい。
- (4) 標本調査では母集団の名簿の正確さが前提となる。世帯調査の場合は比較的正確な名簿が月次または年次で更新されているため rotation sampling は有効である。他方、年次決算を導入している企業に関しては正確な名簿整備は1年に一度しかできない。また、事業所に関しては、経済センサスによって新設事業所が補足される2年または3年の間に次第に名簿情報が劣化する。そのため、新たな名簿を用いて抽出された標本と交代する時期に「断層」が発生する。これは母集団名簿の特性であり、現時点では、rotation sampling を利用しても断層の縮小に関しては大きな効果は期待できない。
- (5) 事業所や企業に関する調査の正確性を向上させるためには、法人番号や雇用保険適用事業所の名簿情報を継続的に利用できるような仕組みが必要である。

### 1 基本的なモデル

目的は所得や消費などについて、母集団における前期の値  $X_0$  と今期の値  $X_1$  との差(ないし比)を推定することである。まず、継続標本と固定標本の問題を簡単なモデルに基づいて考える。比較的同質な世帯を想定して、次の仮定をおく。

- (A.1) 標本サイズを  $n$  とする。母集団サイズ  $N$  は非常に大きく、有限母集団修正は不要とする。
- (A.2) 母集団の名簿は、いつの時点でも、おおむね正確である。
- (A.3) 無回答の存在は無視できる程度に小さい。または継続標本と交代標本の間で違いはない。
- (A.4) 継続標本( $i$  番目)における前期と今期の値  $(x_{0i}, x_{1i})$  について、以下を仮定する。

$$E(x_{0i}) = X_0, \quad E(x_{1i}) = X_1, \quad V(x_{0i}) = V(x_{1i}) = S^2, \quad \text{cor}(x_{0i}, x_{1i}) = R$$

異なる世帯( $i \neq j$ )について  $(x_{0i}, x_{1i})$  と  $(x_{0j}, x_{1j})$  は独立である。

- (A.5) 交代標本の前期と今期の値  $(y_{0j}, y_{1j})$  については、以下を仮定する。

$$E(y_{0j}) = X_0, \quad E(y_{1j}) = X_1, \quad V(y_{0j}) = V(y_{1j}) = S^2$$

$y_{0j}$  と  $y_{1j}$  は異なる世帯の観測値で、独立である。

以上の想定の下では、調査客体の負担や慣れによる記入精度の低下ないし一般の世帯との格差が発生しない限り、継続標本の方が誤差が少ないことが示される。標本をすべて継続する場合と、すべて交代する場合の推定量を、それぞれ

$$\Delta = \frac{1}{n} \sum_{i=1}^n (x_{1i} - x_{0i}), \quad \Delta' = \frac{1}{n} \sum_{j=1}^n (y_{1j} - y_{0j})$$

とする。これらはいずれも不偏、 $E(\Delta) = E(\Delta') = X_1 - X_0$  であり、分散は次のとおりとなる。

$$\begin{aligned} V(\Delta) &= \frac{1}{n} [V(x_{1i}) + V(x_{0i}) - 2\text{cov}(x_{0i}, x_{1i})] = \frac{2}{n} S^2 (1 - R) \\ V(\Delta') &= \frac{1}{n} [V(y_{1j}) + V(y_{0j})] = \frac{2}{n} S^2 \end{aligned}$$

多くの問題では  $R > 0$  が想定されるから  $V(\Delta) < V(\Delta')$  である。継続標本のサイズを  $n' = (1 - R)n$  と小さくすれば、 $V(\Delta) = V(\Delta')$  となる。

## 2 一部の標本を継続する場合の比較

標本はいずれは交代する必要があること、およびその他の理由から、多くの継続的な世帯調査では rotation sampling が導入されている。継続標本の比率を  $p$  とし、標本  $n$  のうち継続する標本のサイズを  $n' = pn$ 、新規(交代)標本のサイズを  $n'' = (1-p)n = n - n'$  とする。この状況で、改めて継続標本のみを利用する推定量  $\Delta$  と、交代標本を含めた推定量  $\Delta'$  を次のように定義する。

$$\Delta = \frac{1}{n'} \sum_{i=1}^{n'} (x_{1i} - x_{0i}), \quad \Delta' = \frac{n'}{n} \Delta + \frac{1}{n} \sum_{j=1}^{n''} (y_{1j} - y_{0j})$$

これらはいずれも不偏で、分散は次のようになる。

$$V(\Delta) = \frac{2S^2}{n'} (1-R) = \frac{2S^2}{n} \frac{1-R}{p} \quad (1)$$

$$\begin{aligned} V(\Delta') &= \left(\frac{n'}{n}\right)^2 \frac{2S^2}{n'} (1-R) + \frac{n''}{n^2} 2S^2 = \frac{2S^2}{n} \left[\frac{n'}{n} (1-R) + \frac{n''}{n}\right] \\ &= \frac{2S^2}{n} [p(1-R) + (1-p)] = \frac{2S^2}{n} (1-pR) \end{aligned} \quad (2)$$

(1) 式と (2) 式の大小関係は  $p$  と  $R$  のみに依存する。総務省の家計調査の場合は  $p = 5/6$  が継続だから、分散の比  $V(\Delta)/V(\Delta') = (1-R)/p(1-pR)$  は表 1 のとおりである。

表 1  $p = 5/6$  と  $R$  に対する分散の比

$R$	0.0	0.1	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0
$V(\Delta)/V(\Delta')$	1.20	1.18	1.15	1.12	1.08	1.03	0.96	0.86	0.72	0.48	0.00

筆者の経験では家計調査における前月と当月の消費支出などの相関係数は  $R = 0.2$  から  $0.5$  程度であり、実際に利用されている推定量  $\Delta'$  と、継続標本のみを用いた  $\Delta$  では分散はほとんど変わらない。家計調査の分析例は [5] にある。また [4] には全国消費実態調査の分析が収録されている。

## 3 脱落標本の特徴

世帯調査の場合には、脱落は、子育て、共働き、不在が多い若年単身世帯、高齢者世帯などで調査協力が次第に困難になる、などの要因で発生する。これらは、最初の調査開始時点においても非協力の原因となるものであるが、標本に偏りを生じさせるため、rotation sampling は有効な解決策である。

事業所や企業の調査では、調査期間中に業績が悪化すると廃業にならないまでも調査に協力する余裕がなくなる。財務省の法人企業統計季報における 1 社あたり固定資産の変動を見ると、図 1-(1) の全規模では毎年第 1 四半期 (4-6 月期) に落ち込みがあり、いわゆる「断層」が見える。1981 年から 1990 にかけては断層は明確に見えないが、このバブルの時期は例外的で、その後は断層がある。新しい名簿から法人が抽出されるまでの 1 年間には比較的業績の好調な企業が回答を継続するために、翌年 4 月からの新規法人企業との間で断層が生じるのである。大規模法人のみを対象に描いた図 1-(2) ではそのような断層が小さいことから、断層の原因の一部は説明できる。法人企業統計に関しては、参考文献 [2] において舟岡から一つの解決策が提示されていたが、財務情報に関しては名簿以外の原因もあるため、最終的な結論は得られていない。断層に関する他の原因および対策については参考文献 [6, 7, 8] に記述があり、5 節で簡単に触れる。

また毎月勤労統計や工業統計でも断層が発生することは、すでに [3] で指摘しているとおり、周知の現象である。

同様な例に、日本銀行の全国企業短期経済観測における中小企業の動きがある。対象企業に関する個別情報は公開されていないが、筆者が統計調査の負担に関して聞き取りを行った企業の多くは「日本銀行の調査には優先的に回答しています」と協力的である。したがって回答率は非常に高いが、継続的に回答できている中小企業の業績は平均的な企業より好調であり、エコノミストもこの傾向を指摘している。

標本の脱落に対応するために、継続して回答した標本のみを用いて前期との差を評価することがあるが、一般に、この方法には偏りがあり、しかも、偏りの大きさを客観的に評価することは困難である。ひとつの例として、

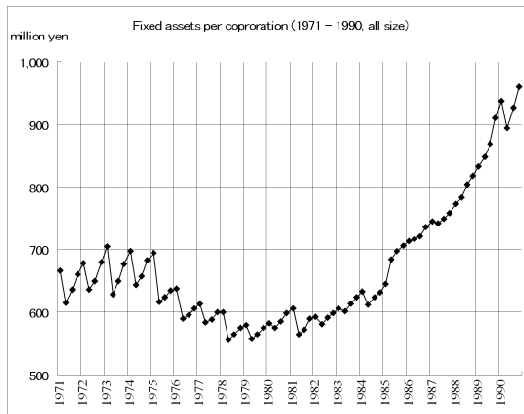


図 1-(1) 全規模

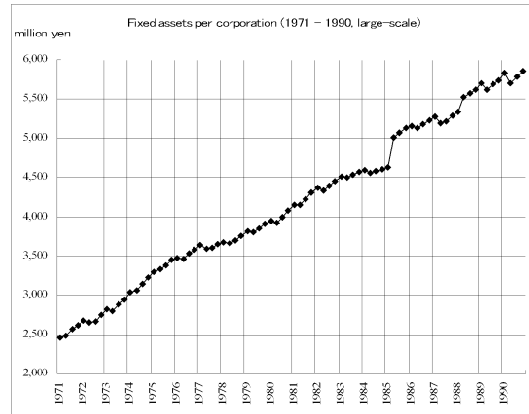


図 1-(2) 大規模

図 1: 1社あたり固定資産（法人企業統計季報，1971-1990）

経済産業省の「商業動態統計」では、毎月の商品販売額などを調査しているが、百貨店、スーパーについては店舗調整済（現在の名称は「既存店」）として調査月と前年同月とともに存在した事業所の数値を比較している。調整前は前月と今月の回答事業所の販売額をそれぞれ推定して比較するものであり、エコノミストの一部からは調整後の方が信頼できるという主張があったが、問題もある。たとえば大きな百貨店が開業して、その周囲にある既存店の販売額が減少したときに、連続して回答した事業所の販売額は減少するが、小売業全体では増加していたと判断できる根拠もあった。この例のように、複数の結果を提供することが多様な利用のためには望ましい。

#### 4 事業所または企業調査の場合

世帯調査との決定的な違いは、新設事業所に関する最新の名簿情報が入手できないことにある。従来から、旧通商産業省の実施する工業統計調査における事業所数は、3年周期（現在は5年の間に2年、3年という変動）で断層が生じることが知られている（[3] 参照）。これは名簿情報を整備する事業所統計調査（後に事業所企業統計調査、現在は経済センサス）が3年周期で実施されていて、その間に名簿情報が古くなるからである。事業所全体では3年間の開業・廃業は約15%であったが、規模、業種によってははるかに大きな変動がある。筆者が関わった通商産業省の商業調査では、平成6年から平成9年にかけて3年間で、神奈川県の小売業の事業所は約6割が開業・廃業し、名簿情報が大きく変動した例もある（この分析結果は一般には公開されていない）。

事業所が調査対象として抽出され、3年間継続的に調査するうちに業績の悪い事業所は回答を停止するため、調査を継続するのは比較的業績のよい事業所となる。この状況は新しい名簿に基づく抽出が実行できる3年後まで続き、その時点で事業所あたりの支払賃金総額などに断層が発生する。

法人企業あたりの計数についても、同様な理由で1年周期の断層が発生する。財務省の法人企業統計は四半期調査と年次調査からなるが、毎年、新しい名簿が利用可能となる4月から翌年の3月にかけて業績不振の企業が調査から脱落する傾向があり、四半期調査では1年周期の断層が生じることが知られている。したがって世帯調査の場合に成立した(A-2)の想定は、日本の企業・事業所調査に関しては正しくない。

事業所統計調査は昭和23年から昭和56年までは3年ごとに調査され、その期間の工業統計における工場数には明確な「3年周期」が見えた。しかし断層の原因の大部分は零細事業所であり、出荷額の推計上は大きな問題とはならない。このことは[3]で指摘している。昭和56年以降の工業統計では周期が明確に見えないが、その理由は、統計審議会の『統計行政に関する中長期構想』[1]を受けて、昭和56年からは5年ごとに本調査を実施し、その2年後（中間年）に簡易調査を実施することになったためである。ところで、この変更にも関わらず、毎月勤労統計の標本の交代はしばらくの間は3年周期のままとされていたため、必ずしも最新時点の名簿ではなかった。その時期の断層は見えにくくなっているが、精度が高くなったわけではない。

事業所統計調査は、平成8年の調査から企業の実態把握を充実させて「事業所・企業統計調査」と名称を変更

し、さらに、現在では「経済センサス」に発展しているが、調査の周期は5年（正確には基礎調査と活動調査があるので2年と3年）であることに変わりはない。

## 5 断層問題の解決策

一部の論者は、世帯調査で行われている標本の入れ替え（rotation sampling）を導入すれば、断層が解消されると主張するが、正しいとは言えない。業績の悪い事業所や企業が退出する傾向は、最初の抽出に用いた母集団名簿にある「すべての」事業所でも生じている。したがって、同じ名簿から「存続している」事業所を抽出して交代しても、基本的な傾向は標本における継続事業所と同じである。標本の交代に伴う誤差の増大に隠れて名簿更新時の断層が小さく見える可能性はあるが、この方法によっては、新しい事業所名簿が整備された時点で抽出される事業所との断層は解消できない。

断層問題の本質的な解決策は、年次または月次で名簿情報を更新することである。法人企業については法人番号の利用が考えられ、さらに法人に関する税務情報が利用可能であれば、企業統計の断層問題は「部分的に」解決できる可能性がある。しかし財務省の法人企業統計に関しては、これだけでは完全な解決ではない。断層のもう一つの原因は、多くの法人が3月を決算期としているため四半期ごとの仮決算と期末の決算で性格が異なることにある。結論として1年周期でしか正確な名簿を作成できない（[6, 8] 参照）。以上から、1年以内の標本の入れ替えは「法人企業統計の断層問題に関しては」有効な解決策とはならない。

一般の事業所については法人番号は利用できないが、代替的で有効な方法として、雇用保険適用事業所の名簿情報の利用が考えられる。月次でこの情報が利用可能であれば、常に最新の母集団名簿を整備することになり、rotation sampling の効果は大きいと予想される。実際、アメリカの賃金統計である Current Employment Statistics (CES) では失業保険加入事業所の名簿から約15企業、60万事業所が対象として抽出されているため、母集団名簿の不備を原因とする断層は大きくないと考えられる。なお、CESでは標本の脱落に対応する修正方法として“Weighted Difference-Link and Taper”という手法が提案されているが、母集団情報が劣化しないことを想定しているため、この方法は日本の場合には効果が期待できない。

## 参考文献

- [1] 統計審議会『統計行政の中・長期構想について』昭和60年(1985年)10月答申
- [2] 中村隆英・腰原久雄・舟岡史雄・美添泰人他(共著)『法人企業統計の高度利用に関する調査研究』, 社会工学研究所, 1976.
- [3] 中村隆英・新家健精・美添泰人・豊田敬『経済統計入門』東京大学出版会, 1983, (第2版1992).
- [4] 美添泰人・松田芳郎・舟岡史雄・大瀧雅之・清水誠(共編著)『社会科学研究所』経済統計特集号(第53巻第5号), 東京大学社会科学研究所, 2002.
- [5] 美添泰人・荒木万寿夫「1980年代以降における家計の消費と資産に関する実証分析」, 総務省統計研修所リサーチペーパー, 2006.
- [6] Yasuto Yoshizoe, Seisho Sato, Itsuko Takemura, Yoshiaki Hosoya, and Yasumasa Baba, “Correcting Non-sampling Errors in *Financial Statement Statistics* of Japanese Ministry of Finance,” 56th meeting of the International Statistical Institute, Lisbon, *Proceedings of the 56th Meeting of the International Statistical Institute*, 2007.
- [7] Yasuto Yoshizoe, “Economic Statistics,” in *International Encyclopedia of Statistical Science*, (Part 5, pp. 417–421), Springer, Miodrag Lovric (Editor-in-chief), 2010
- [8] Yasuto Yoshizoe, Masuo araki and Hitoshi Motoyama, “Extensive Use of Official Statistics,” *Aoyama Business Review*, Aoyama Institute of Global Business, Aoyama Gakuin University, Vol.40, pp.1–60, 2018.